

税

問合先 税務課

軽自動車税
廃車手続は

3月31日(月)までに

原動機付自転車・軽二輪・小型二輪・軽四輪の軽自動車税は、毎年4月1日現在に登録している車両の所有者（使用者）に課税されます。4月2日以降に廃車手続をした場合、令和7年度は課税されることになりますので注意してください。（軽自動車は普通自動車のような月割課税制度はありません。）

所有しなくなった車両、他の人に譲渡した車両、またはスクラップ、盗難などで所有しなくなった車両については、3月31日(月)までに左記の機関で廃車などの手続をしてください。

また、市外へ転出する場合は、車両の住所変更の手続をお願いします。

廃車手続をする場合は、その車両の軽自動車税を完納しておいてください。

問合先

●原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車（フォーク

リフトなど）、ミニカー…税務課

●軽二輪・二輪の小型自動車…

近畿運輸局大阪運輸支局 和泉

自動車検査登録事務所（和泉市

上代町官有地 ☎050・554

0・2060）

●軽四輪・軽三輪自動車…軽自動車検査協会 大阪主管事務所和泉支所（和泉市伏屋町1丁目13番3号 ☎050・3816・1842）

市・府民税の申告受付

混雑を避けるため、受付日を氏の最初の文字（五十音順）で指定させていただきます。

指定受付日・対象（氏の頭文字）

●2月18日(火)～21日(金)：は～わ

●2月25日(火)～28日(金)：あ～こ

●3月4日(火)～7日(金)：さ～の

時間 午前9時～11時30分

午後0時45分～4時

※指定受付日に都合が悪い場合は、2月17日(月)、3月3日(月)、10日(月)～14日(金)、17日(月)にお越しください。（3月17日(月)は市・府民税の申告受付のみ）

場所 市役所 1階101会議室

申告に必要なもの

●申告書（税務課に備えつけています。また、ホームページからダウンロードできます。）

●令和6年中の所得がわかる書

類（給与や公的年金等の源泉徴収票、収入や経費のわかる書類など）

●各種控除に必要な書類（証明書や領収書、障害者手帳など）

●本人確認書類

●マイナンバーカード

●マイナンバーカードを持っていない人：番号確認書類（通知カードなど）および身元確認書類（運転免許証、被保険者証、パスポートなど）

●郵送で提出する場合は、申告書の記入漏れがないことを確認し、上記の「申告に必要なもの」の写しを同封してください。

※マイナンバーの安全管理のため、特定記録などの安全措置を施した方法で郵送してください。

■医療費控除を申告する人は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。医療費の領収書の添付または提示による申告は認められませんので注意してください。

■公的年金等以外に収入がない人は、公的年金等の支払者からの報告により市・府民税が課税されるので、申告をする義務はありません。ただし、公的年金

等の支払者に届け出ている以外で次のような場合は、申告をすると税額が減額されることがありますので、忘れずに申告をしてください。

●扶養している親族があり扶養控除が受けられる

●健康保険料を支払っているなどで社会保険料控除が受けられる

●医療費控除・セルフメディケーション税制が受けられる

■令和6年中に収入がなく税額が発生しない人でも、公営住宅の入居や奨学金の申請などのために申告が必要な場合もあります。

■市・府民税申告書以外の資料（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書など）により、申告した所得以外の収入や扶養控除の対象者に要件を超える収入が確認された場合など、申告時の想定税額と実際の税額が異なる場合があります。

問合先 税務課

※詳しくは税務課ホームページをご覧ください。

広告

税務署からのお知らせ

問合先 泉佐野税務署

☎462・3471

令和6年分

所得税等の確定申告

税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしましたので、申告書等を書面で提出する場合は、「提出用のみ」を提出（郵送）してください。（提出年月日などは自身で記録・管理してください）

紙で提出する場合の郵送先は、税務署ではなく、大阪国税局業務センター 大手前分室（〒540・8543 大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館）となりますので、間違えないようお願いいたします。

【泉佐野税務署申告会場】

開催日 2月17日（月）～3月17日（月）（閉庁日除く）

受付時間 午前9時～午後4時

※還付申告書は、2月14日（金）以前でも提出できます。



【給与所得者や年金受給者のための事前申告会場】

開催日 2月4日（火）～10日（月）

（土・日曜日除く）

受付時間 午前10時～午後3時

場所 イオンモールりんくう泉南 2階イオンホール

【岸和田・泉佐野税務署合同申告会場】

開催日 3月2日（日）

受付時間 午前9時～午後4時

場所 岸和田税務署（岸和田市土生町2丁目28番1号）

※入場整理券が必要です。詳しくは広報1月号をご覧ください。

キャッシュレス納付を
ご利用ください！

所得税や消費税（個人事業者）の納付は、預金口座から自動引落しされる振替納税を利用してください。金融機関や税務署へ出向くことなく、納付できるので便利です。



▲振替納税に係る
手続はこちら

スマートフォンやパソコンを利用した
e-Taxでの申告が便利です

自宅からスマートフォンやパソコンを利用して、申告書を作成することができます。作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンまたはICカードリーダーを用意すれば、e-Taxを利用して提出できます。



動画で見る確定申告▶

【事例】

大手通信会社グループの事業者を名乗り「1年間電話料金が未払いになっている。支払わなければ法的手続きを取る。守秘義務があるので誰にも話さないように」と電話があった。コンビニで電子マネーを購入するように言われ、店員に聞かれた場合は「自分で使う」と答えるよう指示され、30万円分の電子マネーを購入し番号を教えた。翌日も電話があり、5万円分の電子マネーを購入し番号を教えた。その後も追加で50万円分購入するようにと電話があり、おかしいと思った。（80歳代）

消費生活センターだより

見守りリー→相談はお早めにセンターへ!!
相談受付 午前9時～午後4時30分
南海線「泉佐野」駅南
☎469-2240

実在する事業者をかたり
未納料金を請求する詐欺に注意

【ひとことアドバイス】

●実在する事業者を名乗り、身に覚えのない未納料金を請求される電話があっても、言われるまま支払ってはいけません。知らない番号や非通知からの電話は「出ない」「話を聞かない」「かけ直さない」ようにしましょう。

●コンビニなどで電子マネーを購入するように指示し、番号を教えさせる方法はすべて詐欺です。

●不明な点がある場合は、実在する事業者の正式な問い合わせ窓口を家族や周りの人とともに調べて、問い合わせてください。



▲イラスト：黒崎 玄

参考…（独）国民生活センター「見守り新鮮情報第499号」

困った時は、消費生活センターにご相談ください。